

柴田町国民健康保険条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月9日

柴田町長 滝口 茂

柴田町条例第25号

柴田町国民健康保険条例等の一部を改正する条例

(柴田町国民健康保険条例の一部改正)

第1条 柴田町国民健康保険条例(昭和31年柴田町条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第11条 町は、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、 <u>又は虚偽の届出をした</u> 場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。	(罰則) 第11条 町は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、 <u>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない</u> 場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

(柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例(昭和58年柴田町条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(受給者証の提示) 第8条 受給者は、医療機関等において療養の給付を受けようとするときは、当該医療機関等に対し、受給者証を提示しなければならない。	(受給者証の提示) 第8条 受給者は、医療機関等において療養の給付を受けようとするときは、当該医療機関等に対し、 <u>被保険者証又は組合員証とともに</u> 受給者証を提示しなければならない。

(柴田町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正)

第3条 柴田町子ども医療費の助成に関する条例(平成16年柴田町条例第22号)の一部を

次のように改正する。

改正後	改正前
(受給者証の提示) 第8条 受給者は、医療機関等において療養の給付を受けようとするときは、当該医療機関等に対し、受給者証を提示しなければならない。	(受給者証の提示) 第8条 受給者は、医療機関等において療養の給付を受けようとするときは、当該医療機関等に対し、 <u>被保険者証又は組合員証とともに</u> 受給者証を提示しなければならない。

(柴田町障害者医療費の助成に関する条例の一部改正)

第4条 柴田町障害者医療費の助成に関する条例（平成16年柴田町条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(受給者証の提示) 第8条 受給者は、医療機関等において療養の給付を受けようとするときは、当該医療機関等に対し、受給者証を提示しなければならない。	(受給者証の提示) 第8条 受給者は、医療機関等において療養の給付を受けようとするときは、当該医療機関等に対し、 <u>被保険者証又は組合員証とともに</u> 受給者証を提示しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。